

建築基準法（以下「法」という。）第70条第1項の規定に基づき提出されました次の建築協定書について、法第73条第1項の規定により当該建築協定を認可しましたので、同条第2項の規定に基づき公告します。

その建築協定書は、法第73条第3項の規定に基づき、京都市都市計画局建築指導部建築指導課において一般の縦覧に供します。

令和5年3月6日

京都市長 門川 大作

1 建築協定の名称

京都市中京区夷町・松屋町地区建築協定

2 申請者の氏名

北村 史雄

3 建築協定区域

京都市中京区夷川通東洞院東入山中町538番、545番、同区間之町通二条上る夷町567番、567番1、570番、571番、577番1、577番2、578番、579番1番から579番3まで、581番、582番、583番1、583番2、584番2、586番1、586番・587番合併1、586番・587番合併2、同区二条通高倉西入松屋町46番、47番、49番49番1、53番2

4 建築協定区域隣接地

京都市中京区夷川通東洞院東入山中町540番、541番、543番、同区間之町通二条上る夷町557番1、558番1、559番1、560番1から560番11まで、562番、565番、566番、572番、573番1、573番2、573番・574番・574番1合併1、575番、580番、581番1、584番1、586番2、同区二条通高倉西入松屋町44番、49番2、51番、53番1、54番、56番

5 建築協定の事項

建築物の用途、形態

6 協定の期間

5年間(有効期間の満了の6箇月前までに、土地所有者等の過半数から委員会に対し、書面をもって有効期間の延長をしない旨の申し立てがない限り、更に5年間延長するものとする。)

7 認可年月日及び番号

令和5年3月6日付け第13-005号

8 縦覧期間

京都市の休日を定める条例第1条に定める本市の休日を除く日の午前8時45分から午後5時30分まで(ただし、正午から午後1時までは除く。)

(都市計画局建築指導部建築指導課)